

日本アルゼンチン投資協定の早期締結を求める

1. はじめに

日亜経済委員会は、2015年12月に発足したマクリ新政権の積極的な変革に関するイニシアチブや、本年4月の日亜首脳会談、本年5月のガブリエラ・ミケティ副大統領の来日等切れ目のない政府間の連携及び日亜両政府の閣僚間で新たに合意された「日亜貿易投資合同委員会」の設置など両国間の貿易投資環境の向上に資する取組を歓迎する。

おりしも、日本政府は、本年5月11日に「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」、6月2日に「日本再興戦略」を決定し、当該アクションプランのもと、2020年までに100の国・地域を対象とする投資関連協定の署名・発効を目指すこと等が明記された。

アルゼンチンは、農業資源・鉱物資源を有する南米の大国であり、日本とは常に良好な関係を保ってきた重要なパートナーである。過去にはデフォルト等で、日本をはじめとする各国とのビジネス関係が停滞した時期もあったが、今後はマクリ新政権発足以降の対外開放的な動きの中で、幅広い分野において貿易投資関係の拡大が期待できる。加えて、上述の日本政府による投資関連協定促進の政策が決定されている。当委員会は、こうした流れを不可逆なものとするためにも、アルゼンチンとの間で2国間の法的枠組みを通じたビジネス環境の整備—その中でも投資協定の早期締結を目指すべきと考える。

2. 締結に当たっての基本的な考え方

アルゼンチンは既に58ヶ国と投資協定を締結している。こうした状況を鑑み、投資協定の締結に当たっては、他国に劣後した内容とならないよう、交渉に臨むべきである。

また、投資協定には、既存の投資家を保護する型の「投資保護協定」と既存投資家の保護に加えて投資市場への新規参入段階から無差別待遇を要求する「投資保護・自由化協定」があるが、今後のアルゼンチン市場の成長性を踏まえ、「投資保護・自由化協定」の締結を目指すことが重要である。

投資にかかる規律については、アルゼンチンにおける既存及び今後の企業展開等を鑑み、投資家保護の観点から、①内国民待遇、②最恵国待遇、③特定措置の履行要求の禁止（技術移転要求、自国民雇用要求、ロイヤリティ規制、部品の現地調達要求など）、④公正衡平待遇、⑤約束の遵守義務、⑥収用と保障、⑦送金の自由、⑧ I S D S 条項などを規定した協定とすべきである。

また、近年のデジタル経済の発展に伴い、企業が海外市場への投資を行うに当たっては、国境を越えたサービス貿易の自由化やデータの自由な流通などの重要性が高まっている。先般閣議決定された「日本再興戦略」にも、「サービス」や「電子商取引」等の分野を含めることも検討する旨明記されている。

アルゼンチンでもこうした分野での今後の市場成長性が見込まれ、こうした昨今の状況の変化を踏まえ、アルゼンチンとの間では、「投資章」に規定されたルールのみならず、「サービス章」・「電子商取引章」等の内容を含む投資関連協定を締結することが必要である。特に電子商取引章については、①越境情報の自由な流通、②自国内へのコンピューター設備設置要求の禁止、③ソースコード開示要求の禁止、④デジタルプロダクト（コンテンツ）の無差別待遇、⑤電子的な送信への関税不賦課等の内容を規定すべきである。

以上